

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

平成二十五年埼玉県病害虫防除所長告示第一号（肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

表の第一欄４中「のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質」を「に定める動物由来たん白質であって、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」に改める。